

意見書案第13号

令和8年6月30日提出

令和8年6月30日可決

提出者 市議会議員 小曾根 英 明

同 小 渕 一 明

同 山 田 秀 明

皇室の伝統に基づく安定的な皇位継承の国会論議促進を求める意見書

2000年に及ぶ歴史と伝統を有する皇室の中で、悠仁親王殿下は皇位継承順位第2位であり、やがて皇位を御継承になられることになる。その一方で、現状の皇室制度のままでは悠仁親王殿下をお支えする男子皇族が一人もおられない事態も想定せざるを得ない。

政府から国会に、皇位の安定的継承に関する法整備の要請が行われてから、既に4年が経過している中、衆参両院は本年4月15日に与野党の全体会議を約1年ぶりに再開した。全13党・会派による全体会議の議論を踏まえ、5月下旬には衆参両院の正副議長が調整中の立法府の総意案の概要が明らかとなった。これは、政府の有識者会議が2021年にまとめた、①女性皇族が婚姻後も皇族の身分を有する案、②皇統に属する男系の男子（旧宮家の男子）を皇族（養子）とする案の主要2案を基本的に妥当とする内容となっている。

皇室の伝統に基づく安定的な皇位継承の維持は、我が国の根幹に関わる重大事であり、悠仁親王殿下が皇位を御継承になられた際に、お支えする皇族が十分おいでになるよう法整備を進めていかなければならない。

よって、国においては、国会での論議を進め、一刻も早くその総意を取りまとめるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月30日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

前橋市議会議員 近 藤 登